

近代漢文教科書形成過程の研究

— 深井鑑一郎編『撰定中学漢文』の分析を通して —

西岡智史

(2014年10月2日受理)

A Study on Formation of a *Kanbun* Textbook during the Meiji Era

— Through analysis of “SENTEI TYUGAKUKANBUN” —

Satoshi Nishioka

Abstract: This paper discusses formation of a modern *Kanbun* textbook during the Meiji era, by analyzing “SENTEI TYUGAKUKANBUN”; edited by Kanichiro FUKAI, and his essay on *Kanbun* education included in “KANBUN KYOJYU HOU” and “WAKANBUN SHITSUGI MONDOU”. The analysis indicates criticized traditional learning methods and textbooks. But he took traditional *Kanbun* educational materials into “SENTEI TYUGAKUKANBUN” and reconstructed the arrangement of educational materials along a degree of difficulty.

Key words: “SENTEI TYUGAKUKANBUN”, Kanichiro Fukai, history of *Kanbun* education

キーワード：『撰定中学漢文』、深井鑑一郎、漢文教育史

1. 序論

1-1. 問題の所在

明治期以降、学問体系としての漢学は解体され漢文の学習は中等普通教育へと受け継がれたが、その過程で漢学の素養はどのように中学校漢文科へと引き継がれたのであろうか。それを考察するために、本稿では秋山四郎編『中学漢文読本』（明治27年初版・近代的な編集型漢文教科書としては検定認可第一号）に次いで検定認可を受けた深井鑑一郎編『撰定中学漢文』（吉川半七発行・明治30年初版・明治31年訂正再版）に着目し、その原型となった『中学漢文』（明治27年初版）との比較や、深井の著書『漢文教授法』『和漢文質問回答』の分析を通して近代的な編集型漢文教科書形成過程の考察を行なうこととする。

ここで深井鑑一郎編纂の漢文教科書に関する先行研究について説明しておく。

木村（2009）は、秋山四郎の教科書が「時折の教則の変化に素早く対応」する一方、深井鑑一郎の教科書は「時代の変化に大きく左右されること」がなかった

と、両者の特徴の違いを指摘している^①。『撰定中学漢文』の雛形である『中学漢文』（明治27年初版）については、木村（2009）は「不認可の教科書」（p.62）として取り上げており、『中学漢文』が検定不認可となった理由について「深井には明確な規定のない訓読方法を特に国語との連携に注意しながら修正するという意図があったのである。しかしながら、「編者ノ創定セシ」送仮名の方法は調査した職員には受け入れられず、冗長に過ぎるとして退けられた」（p.67）と、その訓読法の問題を指摘している。また、安居（2010）は「秋山四郎に続いて検定認可されたのが、明治三十一年検定の深井鑑一郎編『撰定中学漢文』全十巻（吉川）である。」^②とし、明治20年代の教科書検定から得られた方針が明治34年の「中学校令施行規則」、翌35年の「中学校教授要目」における漢文科の規定につながったことを検討している。これら木村・安居の両研究の分析対象は文部省の検定意見が中心であり、主に検定認可・不認可の基準が考察されている。そのため、検定認可を受けた漢文教科書の推移や形成過程に関してはさらに分析を加える必要があると考え

られる。

1-2. 研究の方法

そこで本研究では、まず深井が初めて文部省検定認可を受けた『撰定中学漢文』の編纂方針を、主にその原型である『中学漢文』との関連から検討する。次にそれらの漢文教科書編纂の基盤となった深井鑑一郎の漢文教育論を、深井の著書『漢文教授法』『和漢文質疑問答』における言説をもとに分析する。

深井鑑一郎(1865-1943)は明治後期から昭和初期の教育者である。武蔵国の出身であり、藩校や師範学校を経て明治20年には東京大学文学部古典講習科漢書課の第一回卒業生となった。その後、明治31年から昭和13年までの40年間にわたって東京府立第四中学校校長を務めたことで知られている^③。深井鑑一郎が編纂・執筆に関与した漢文教科書の全種類は定かでないが、明治27年の『中学漢文』までが検定不認可であり、明治31年の『撰定中学漢文』で始めて認可を受けたとされる^④。丸本ではない近代的な編集型漢文教科書は明治20年代から本格的に作られ始めたが、この時期の漢文教科書形成過程は、漢学的素養と中等教育の漢文との関連を知る上で重要な手がかりとなる。本稿では『撰定中学漢文』の編纂方針と深井の漢文教科書に関する言説の分析を通して、丸本教科書と深井鑑一郎編纂の近代的編集型漢文教科書との関連を明らかにしたい。なお分析にあたって、『中学漢文』は国立国会図書館所蔵本(明治27年初版)、『撰定中学漢文』は同志社大学今出川図書館所蔵本(明治31年訂正再版)を用いた。

1-3. 『撰定中学漢文』編纂時の漢文教育の状況

ここで今回の分析対象とする時期の教育課程の漢文に関する規定を確認しておきたい。

明治20年代は「中学校令」第七条に基づき「尋常中学校ノ学科及其程度」(明治19年)が定められたことを受けて、尋常中学校では「和漢文」科に代わり「国語及漢文」科が新たに置かれた時期である。明治19年の「尋常中学校ノ学科及其程度」は明治27年(1894)に改正されたが、そこで初めて国語が「主」で漢文が「客」であると明言されたため^⑤、教育課程上ではこの時期が国語優位への転換点であったといえる。この明治30年前後の時代を石毛(2009)は「漢文讓位期」と位置づけている^⑥。

このように、『撰定中学漢文』が編纂された明治30年前後は文部省による文教政策が進み、中等教育の教育課程が整備された時期である。だがそれは幕末維新期には総合的な学問体系を有していた漢学的知が、中等普通教育においては「国語及漢文」という学科の枠

に限定されるようになったこととも関連している。すなわち、この時期には教育課程が整備されたことで、私塾に見られるような変則的な学びの形ではなく、学習者の学年段階や学校教育の目的に対応することが漢文教育に求められるようになったと解釈することができる。

2. 『撰定中学漢文』(明治31年初版)の編纂方針

本節では深井の漢文教科書編纂方針について、深井編纂の漢文教科書として初めて検定認可を受けた『撰定中学漢文』やその雛形となった『中学漢文』の編纂趣旨をもとに検討を行なうこととする。

『撰定中学漢文』巻之一冒頭の「撰定中学漢文編纂趣旨」において、編纂の方針は以下のように記述されている。なお、引用にあたっては白文を訓読文に改めた。

- 一 本書ハ分チテ十巻ト為ス。主ニ之ヲ尋常中学校生徒ニ課ス。毎年二巻ヲ課ス。五年ニテ之ニ畢ル。
- 一 本書ノ紙数ハ毎編不同ナリ。蓋シ生徒進修ノ度ニ參ス。固ヨリ然ラザルヲ得ザルナリ。
- 一 本書多ク史文ヲ収ム。是啻ダニ生徒ノ嗜好ニ適スルノミナラズ。又少年進修ノ素ヲ養フニ以テ足ル。又間ニ議論ヲ挿スハ。其ノ理想ヲ補フヲ欲スルナリ。
- 一 本書ハ初メ短文ヲ撰ビ。漸次長編ヲ収ム。初メハ邦人ノ文章ヲ選ビ。漸次漢人ノ文章ヲ収ム。是易ヨリ難ニ入ルニ。自ラ然ラザルヲ得ザルナリ。
- 一 本書ノ資料。務テ諸般ノ事実ヲ網羅セリ。是少年ノ心地ヲ開發スルニ。欠クベカラザルナリ。
- 一 本書ノ訓読。之ヲ国語ニ參ス。近時ノ教育。相戻ラザルヲ期ス。固ヨリ然ラザルヲ得ザルナリ。

この編纂趣旨は以下のようにまとめることができる。

- ①巻数は中学校の学年段階に対応した。
- ②「生徒の進修の度」に合わせるため、紙数は巻によって異なる。
- ③歴史教材を多く収録した。それは歴史教材が中学生の嗜好に適しており、また基礎学力の養成(「進修ノ素ヲ養フ」こと)にも役立つためである。
- ④短文から長編へ、日本漢文から中国漢文へと、易から難への配慮を行なった。
- ⑤「心地の開發」(精神や知識の啓発)という教育上の目的から「諸般ノ事実」を網羅した。

⑥訓読法は国語に対応した。

一方、『撰定中学漢文』の雛形である『中学漢文』（明治27年版）では、その編纂方針（「中学漢文第壹編編纂の趣旨」⁶⁾）は以下のように記述されている。

- 一 本書の目的は、生徒をして、主に文字の練習と、読書理解力とを養成し、旁、作文の資料を得しむるに在り、若、夫、文章の萃を抜ける者の如きは、世既に良書あり、固より本書の主意にはあらず。
- 一 本書は、尋常中学校第壹年級生徒に課せんとて、編纂せり、故に、之と同等なる高等女学校初年級、若しくは高等小学補習科の生徒にも、適用することを得べし
- 一 本書を分かちて、上下の二巻となし、紙数、各、四十枚を限とせり、是、生徒の学習の進度と、授業時数とに、配当したるか故なり
- 一 本書は、左の趣旨に由りて、材料を採取したり
- 一 務めて歴史上の事実を撰集せり、蓋、歴史上の事実は、他の論説文とは異なりて、最、生徒の嗜好に適し、且、理解し易きのみならず、国民たるの要素を養ふに、最、適當すればなる、殊に、児童に関する事実を多く撰載したるは、聊、心を用ひたる所とす、但、其の間一二理論に亘れる者なきに非すと雖も、こは、唯、生徒の理解力を試験せんとてなり
- 二 極めて簡短なる行数を撰択せり、蓋、文章の長き者は、随ひて思想をも、亦、長く聯續せしめざるべからず、其、学力ある者に非されは、能はざる所とす、されば、思想を長く聯續せしむること能はざる、初級の生徒に課するには、勢、行数の簡短なる文章に頼らざるべからず
- 三 本邦名家の文章を採集せり、蓋、初級生徒の教科用書には、本邦人の手に成りたる文章の、読み易く、解し易き者を用ふべしとは、多数教育家の是認する所たり、易より難に入るの順序、勢、然らざるを得ざるなり、故に、余も、亦、之に従へり
- 四 多くは、本邦の事実のみを採取せり。蓋、遠きに往くには、必、近きよりし、高きに登るには、必、卑きよりすべし、故に、本邦の事実を知りて、然る後に、外国の事実に及ぼすは、自然の順序なり、近者、学制の間、本邦の事を知らずして、妄に外国の事を知らんことを務むる者あり、徒に、遠きに馳せ、外の慕ふの弊を生せん、是、編者か、特に画るに、本邦の事実を以てせし所以なり

五 編者は、歴史上の事実は勿論、地理若しくは普通教育に係る諸般の事実をも採取せんとしたりき。然れども、其の材料の乏しきと、偶、之あるも、長文に亘るの嫌あるとを以て、余をして志望を飽かすこと能はざらしめたり

六 務めて、脈絡相関聯する文章を撰択せり、例へば、天長節と紀元節との如き、三種神宝と崇神天皇との如き、皆脈絡相通して、読習の間、趣味多からしめんことを期せり、然れども、専、聯絡にのみ傾きて、遂に、其の趣味を減するか如きは、編者は務めて之を避けたり、故に時としては、聯絡なき者もあるべし

この『中学漢文』編纂の方針で、先に挙げた『撰定中学漢文』の編纂方針との主な共通点としては①歴史教材を多数収録したこと、②「生徒の進修の度」に合わせるために、紙数が巻によって異なること、③短文から長編へ、日本漢文から中国漢文へと、易から難の配慮がなされたこと、の3点が挙げられる。また、訓読法に関しては『中学漢文』においても別項で「一 本書の訓読は、務めて、国語と相斟酌し、読習の間、趣味多からしめんことを期せり」とあり、基本的な方針は『撰定中学漢文』と一致しているといえる。一方、『中学漢文』において「六 務めて、脈絡相関聯する文章を撰択せり」とある文言は、『撰定中学漢文』の編纂趣旨には受け継がれていない。だが実際に本文を確認すると、第一課と第二課（「春澄善繩」—「小野篁」・平安期の学者）、第三課から第五課（「竹中重治」—「織田信長」—「平手政秀」・信長とその家臣）、第六課と第七課（「対馬守親光」—「後藤又兵」・朝鮮との関係）というように隣接する学課の内容につながりが見出せる。

なお、『撰定中学漢文』の学課数・本文ページ数は以下のとおりである⁶⁾。

- ・巻之一 117課・三十一頁（日本漢文）
- ・巻之二 64課・三十一頁（日本漢文）
- ・巻之三 36課・三十六頁（日本漢文）
- ・巻之四 22課・三十七頁（日本漢文）
- ・巻之五 21課・四十七頁（日本漢文）
- ・巻之六 10課・四十九頁（『資治通鑑』『五代史記』『唐書』『三国志』）
- ・巻之七 48課・四十六頁（唐宋八大家の名文）
- ・巻之八 9課・五十三頁（『漢書』『史記』）
- ・巻之九 10課・四十九頁（『史記』）
- ・巻之十 62課・四十八頁（『戦国策』『孟子』『左氏伝』）

『撰定中学漢文』は前半が日本漢文、後半が中国漢文で構成されている。また、巻之一は学課数が多く、短い文章が多く収録されている。『中学漢文』でもまた第一編上の学課数が多く、短い文章が収録されており、第一編上から第三編下の途中までが日本漢文、それ以降が中国漢文で構成されているため、『撰定中学漢文』との類似点が見いだせる。

一方で、『中学漢文』は4編上下の全8巻であるのに対して『撰定中学漢文』は全10巻で編纂されている。このことは、明治19年公布「尋常中学校ノ学科及其程度」において第5学年の「国語及漢文」週間授業時数が少なかったものが、明治27年公布の「尋常中学校ノ学科及其程度改正」⁹⁾で「国語及漢文」の授業時数が大幅に増加したこと¹⁰⁾と関連していると考えられる。

3. 深井鑑一郎の漢文教科書論

3-1. 『漢文教授法』で示された丸本教科書の問題点

前節で検討した『撰定中学漢文』の編纂方針はいかにして形成されたのだろうか。そのことに関して、本項ではまず深井鑑一郎の著作『漢文教授法』（国立国会図書館近代デジタルライブラリー所収）の記述をもとに検討を行なう。『漢文教授法』の正確な刊行年は不明であるが、加藤国安（2013）によるとその記述内容から明治25年頃と推測されている¹¹⁾。

『漢文教授法』の冒頭ではまず明治初期の漢文の劣勢と、それに次いで漢字廃止論が徐々に衰退するに従って漢文が再評価されたことを述べているが、学校教育における漢文の現状は依然として厳しいものであることを指摘している。明治期においては学校教育の入り口である入試科目や漢学塾といった学校外の教育に漢文が存続していたという指摘が存在するが¹²⁾、学校教育制度自体においては漢学ではなく洋学の体系が重視された。それを漢文衰退の一因として深井は指摘している。

『漢文教授法』では漢文教科書に関して15ページ以降に記述されている。そこで漢文教科書の問題点について述べている箇所を以下に引用しておく。

今日、尋常中学校と、尋常師範学¹³⁾との教科書を見るに、甚、高尚に失せざるかの疑なき能はず、また時間の配当と、教科書と、適応せざるもの之あり、国語との連絡を欠くものありて、甚不十分なるを免れず、従来多く使用し来れる教科書を見るに、

尋常中学校¹⁴⁾

第一年級	第二年級	第三年級	第四年級	第五年級
日本政記 又は日本 外史近古 史談の類	日本政記 文章軌範 十八史略 の蒙求類	文章軌範 孟子 史記列伝 の類	八家文 孟子 史記の類	孟子 史記 左伝の類

の類又

尋常師範学校

第二年級	第三年級	第四年級
文章軌範 十八史略 八大家文の類	孟子 史記列伝 左伝の類	孟子 史記列伝 左伝の類

の類なるべし、以上列記したる諸書に就きて、尋常中学校より、之を評せば、第一年級に於ける、日本政記の如きは、訓点を施さざるが上に、その記事中、論文を挿入し、頗、高尚なるをもて、読み難く、解し難く、且その記事初学の徒をして、読ましむべからざるものなり、故に一年級の教科書としては、如何あるべき、余は、寧、本書を目して史学の教科書とするも、差支なからんと、信ずるなり、外史は、記事如何にも面白くして、且、勤王の意を寓したるものなれば、初学の教科書には、頗、適当と信ずるなり、然れども、時間の配当上、到底読み尽くすべしと思はれず、之、古人が本書の作、教科書を目的としたるにもあらざれば、止むを得ざることとするも、如何にも惜しむべき事なり、但、論文は省く方然るべしと思はる、近古史談は、冊数少く、文章また簡易にして、如何にも初学に適當したる書なり、就中、刪修したるものを可とす、国語との連絡を附せざるは、白璧の微瑕なるべきか

この引用箇所において深井は、頼山陽の『日本政記』¹⁵⁾が初学者にとって難解であることを指摘し、一方で『日本外史』の内容を評価しつつも、「時間の配当上」、つまり教育課程との関連上、その体裁に問題があることを指摘している。編集型漢文教科書が初めて文部省の検定認可を受けたのは明治29年であるが、この引用箇所からも『漢文教授法』が執筆された明治25年頃はまだ丸本教科書が多く流通していたことがうかがえる。つまり、明治20年代は中等教育の教育課程の整備が進められたものの、それに教科書が追いついていない状態であったといえる。『漢文教授法』において深井が提起した丸本漢文教科書の問題点は、①学年・授業時数といった学校制度に適應していないこと、②「国語との連絡」がないこと、の二点に要約できる。

3-2. 『和漢文質疑問答』の漢文教科書論

『漢文教授法』において深井は明治25年頃まで使用されてきた丸本漢文教科書の問題点を指摘していた。では深井は、新しい中等漢文教育にはどのような教科書が適切であると考えていたのだろうか。近代デジタルライブラリー所収の『漢文教授法』では最終ページに欠落があるため、これ以上の分析は不可能である。そこで本項では深井の著書である『和漢文質疑問答』に注目し、深井の漢文教科書論を分析したい。なお、『和漢文質疑問答』の分析には私蔵本を用いた。

『和漢文質疑問答』（誠之堂発行・明治26年初版・明治32年合本再版）は総ページ数68ページの洋装本である。序文が存在せず、刊行の主目的は明記されていない。その内容は『和漢文質疑問答』は前半に「和文質疑問答」（今泉定介著）、後半に「漢文質疑問答」（深井鑑一郎著）が収録されている。構成は一問一答形式で、あらかじめ設定された古典や古典教科書に関する問いに対応して、著者が注釈や文法の解説を加えるというものである。表紙に「中等教育和漢文講義」、奥付に「和漢文講義第十五編質疑問答」と記されているため、明治30年頃に誠之堂が刊行した古典学習参考書『中等教育和漢文講義』の中の1編であると考えられる。『和漢文質疑問答』の内容は学習参考書、あるいは教師向けの指導書ともいえるもので、多くは漢籍の注釈や文法の解説である。だが、深井鑑一郎が漢文教科書に関して持論を展開している箇所が一箇所だけ存在する。

『和漢文質疑問答』63ページに「中等教育にて、教科書に用いて可なる教科書は、何々の種類に候ふか、御教示願上候」という問いが設定されている。これは「中等教育において教科書に用いることのできる教科書は何か」という質問である。明治20年代の時点では丸本教科書と編集型教科書が混在しており、また検定認可を受けていない教科書が実際には多数出回っていたことが問題になっていたといわれる¹⁶⁾。したがってこの「問」にある「教科書に用いて可なる教科書」という文言は今日の視点からすると不自然な表現であるが、「用いることのできる教科書」と「用いることのできない教科書」との相違点はこの時代の教科書では重大な問題であったと考えられる。この問いに対する深井の回答を以下に引用する。

中等教育にも、尋常中学校あり、師範学校あり、先、尋常中学校につきていはんに
第一年級には 平易簡單なる本邦人の漢文を、読ましむるを可とす、或は、漢文直訳文より初めて、次第に簡易なる漢文に及ばすも可なり、而して、反点、

送仮名、句読を施したるもの論なし、今、その教科書をいはは

一日本外史 皇朝史略 国史略 近古史談 日本蒙求 日本智囊 漢文入門

の類可ならんか、就中近古史談、漢文入門の類は、反点送仮名の便あるのみならず、文章、亦、簡単にして、最、適當せるものならん

第二年級には 同じく平易簡單なる本邦人の漢文を読ましむること可なれども、一年級よりは、稍、長く、且、解し難きものを扱ひて、教ふるを可とす、而して、反点、送仮名、句読を施したるものは論なれども、その中、時として一二送仮名を施さざるものを、試験するも可ならんか、但、その教科書は

一日本外史 皇朝史略 国史略 近古史談 漢文教科書一二の巻 日本漢文読本一二の巻

の類可なるものの如し、就中、漢文教科書は、教育上の原理を応用したるものなれば、最、可ならんか、日本漢文読本も、亦、漢文教科書の体に倣ひたるものと知るべし

第三年級には 本邦人の漢文、及、平易なる支那人の漢文を読ましむるを可とす。而して、本邦人の漢文中、平易なるものには、送仮名を施さずして、単に反点句読のみを施したるもの、漢土人のは、反点、送仮名、句読を施したるを可なりとす、今、その教科書を挙げれば

一日本外史論文 日本政記本文及論文 文章軌範 謝選拾遺 漢文教科書三四の巻 和漢合璧文章軌範

の類これなり、之を要するに、今日出版せる書物の上にて、此の級に適當したる良教科書なきものの如くに思はるるなり

第四年級には すべて、漢土人の文章を読ましむるを可とす、勿論平易なる文には、送仮字を附せざるの可なるも、稍、六かしき文章には、必、送仮字あるを要す、唯、時として、六かしき文にても、送仮字反点を施さずして試験するも可なり、その教科書は

一正文章軌範 唐宋八大家文 史記列伝

の類を可とす、然れども、文章軌範、八家文の如きは、もとより今日の学生のために、必要あるものを撰択したるにあらざれば、往々生徒の脳髓と背馳し、いたく厭嫌を來たさしむることあるべし、故に、教授する人は、充分此の点に注意して、成るべく快味を覚ゆるやうにせしめざるべからず、史記の如きも、伯夷列伝、仲尼弟子列伝、韓非子列伝の如き六かしき文は、成るべく後に廻して、平易簡單にして、生徒に支那史教授の際に於て、記憶せるものより始むるを可なりとす、然らざれば、生徒をして、勞して

功なからしむるものあらんと思はるるなり
 第五年級には その教授の方法は、第四年級に同じくして、稍、高尚なるものを読みしむべし、但、六かしき文には、送仮字を附し、或は反点句読のみを施し、時として句読のみを施し、或は平易なる文章には、句読をまでも省きて、その学力を試験すべし、今、その教科書をいはば

一史記列伝 孟子

の類を可なりとす、史記の如きは、四年級に六かしと思ひて、省きたるものを、教授するを可なりとす、又、孟子の如きは、性善の章、又は、浩然の気の如き、六かしきものは、之を省く方可なり、或は、左伝を用ふるものあり、如何あるべき、未、その可なるを知らず之を要するに、漢文教授の任に当るものには、老年の人多く、或は老年ならざるも、その考老年の人の如くにして、更に当時の学生の学力如何を験せずして、自己が漢文を学びし時の考を以て、今の学生もかくなるべしなどと思ひ、妄に六かしき教科書などを用い、或は文法などを仔細に吟味して、学生の脳裏に適中せしむることを知らざる、誤迷教育家ありといへども、これ等は、実に教授法を弁へざるものといはざるべからず、

上記の引用箇所て深井が提示した教科書の内容・配列をまとめると、以下ようになる。

- ・第一学年…『日本外史』『皇朝史略』『国史略』『近古史談』『日本蒙求』『日本智囊』『漢文入門』
- ・第二学年…『日本外史』『皇朝史略』『国史略』『近古史談』『漢文教科書一二の巻』『日本漢文読本一二の巻』
- ・第三学年…『日本外史論文』『日本政記本文及論文』『文章軌範』『謝選拾遺』『漢文教科書三四の巻』『和漢合璧文章軌範』
- ・第四学年…『正文文章軌範』『唐宋八大家文』『史記列伝』
- ・第五学年…『史記列伝』『孟子』

以上で例示されている教科書はほとんどが旧来の丸本教科書である。明治20年代は編集型教科書が作り始められたとはいえ検定認可を受けたものはなく、実際に用いられた教科書もまだ丸本教科書が主流であったためであろう。第一学年から第三学年の前半が日本漢文、第三学年の後半から第五学年が中国漢文の順で配列されており、これは前節で指摘した『撰定中学漢文』の編纂方針とも一致している。日本漢文の丸本教科書である『日本外史』、『皇朝史略』⁽¹⁷⁾、『国史略』⁽¹⁸⁾、『近古史談』⁽¹⁹⁾、『日本蒙求』⁽²⁰⁾、『日本智囊』⁽²¹⁾はいずれ

も歴史書である。一方、中国漢文の丸本教科書は日本漢文に比べて例示されているものの種類が少ないことが指摘できる。中国漢文は日本において漢作文に用いられた名文集（『文章軌範』⁽²²⁾とその編集本⁽²³⁾、『唐宋八大家文』）と歴史書（『史記』）が提示されているが、儒教の經典である四書五経や思想書、漢詩集などはとり上げられていない。

次に、深井が例示した編集型漢文教科書についてであるが、第一学年の『漢文入門』⁽²⁴⁾や第二・三学年の『漢文教科書』⁽²⁵⁾『日本漢文読本』は『検定済教科用図書表』⁽²⁶⁾に記載されていないことから、検定不認可の教科書であったと考えられる。第一・二・三学年でこれら近代的な編集型漢文教科書が例示されているものの、全学年を網羅する編集型漢文教科書は示されていない。

深井が提示した漢文教材配列の主な特徴としては、日本漢文から中国漢文へという配列順を採用されていることが挙げられる。その理由について深井は解説していないが、この時期の教育課程ではまだ具体的な教材が指定されていないため、文部省の方針に従ったものであるとは考えられない。浜本（2013）は日本漢文重視の方針は昭和戦前期の漢文教科書に踏襲され続けるのであったことを指摘している⁽²⁷⁾。そのため、この方針が確立された過程についてはより多くの史料を発掘して検討を深めていく必要があるが、ここで要因の一つとしては幕末から明治期にかけての『日本外史』の流行が挙げられる。

上に引用した中学校の漢文教科書の問題に続いて、後半では師範学校の漢文教科書と漢文教育の状況についての意見が述べられている。そこで深井は中学校生徒と比較して「師範学校の卒業生が、漢文科の学力の不充分」であることを主張しており、その理由として師範学校の漢文科の授業時間が国語科に比べて不足していることを指摘している。師範学校は初等教員養成学校であり、この後初等教育の漢文教育は廃止されることとなるが、『和漢文質問答』において深井は初等教育における漢文の不足をむしろ批判しており、師範学校における漢文教育の拡充を主張していたことが読みとれる。なお、「中等教育」の漢文教育を中学校と師範学校に分けて論じている点は『漢文教授法』『和漢文質問答』ともに共通している。

次に『漢文教授法』と『和漢文質問答』の教科書論を比較しておきたい。『漢文教授法』において深井鑑一郎は、『日本政記』を漢文入門書としては内容が難解であるとして批判し、『日本外史』や『近古史談』を推奨しながらも、丸本教科書は時間の配当上読みこなせないことを問題提起していた。『和漢文質問答』

において深井は、『漢文教授法』に掲載していた「従来多く使用し来れる教科書」の、日本漢文から中国漢文への配列順を踏襲しつつ、『漢文教授法』での主張していたとおりに『日本政記』を第一・二学年から削除し、第三学年へと移動させている⁽²⁸⁾。漢文学者・齋藤希史(2007)は、深井鑑一郎が漢文入門書として推奨した『日本外史』が「幕末の大ベストセラー」「明治に至っても繰り返し出版され、その中の一節が必ず教科書に採られているほど」⁽²⁹⁾であったことを、作家・中村真一郎(1917~1997)の『頼山陽とその時代』の記述⁽³⁰⁾を例に挙げて指摘している。明治20年代において『日本外史』は漢学を学んでいない一般庶民にまで浸透していた漢文であったため、日本漢文(『日本外史』など歴史書)から中国漢文へという教材配列は当時の初等教育の内容と関連を図り、学習者の発達段階に対応する効果があったと考えられる。次に、第三学年の教科書では日本漢文と中国漢文が混在している。この学年について、深井は「今日出版せる書物の上にて、此の級に適当したる良教科書なきものの如くに思はるるなり」と述べている。『和漢文質問回答』の今回引用した箇所では、深井は学習者の発達段階や学校制度に応じた教材の配列を行っていることが分かる。また、それらの教科書の意義を説明している箇所では漢文という言語の形式の学習について記述しており、その内容面の道徳性や国家意識の涵養などに関して明言している箇所は見られない。

本節の『漢文教授法』『和漢文質問回答』の分析から明らかになった『撰定中学漢文』編纂背景にある深井の漢文教科書論の特徴としては、①日本漢文から中国漢文へ、という教材配列の方針は従来の藩校や中学校の丸本教科書使用状況と共通していること、②従来の中学校で漢文入門者用丸本教科書として用いられていた『日本政記』を、深井が中級者向け教科書として位置づけ直していること、の主に2点が指摘できる。

5. 結論

本稿では『撰定中学漢文』の編纂方針について、『中学漢文』との比較から検討を行ない、『漢文教授法』『和漢文質問回答』から編纂者・深井鑑一郎の漢文教科書に関する言説を分析した。

『漢文教授法』において深井が提起した丸本漢文教科書の問題は、①学年・授業時数といった学校制度に適應すること、②「国語との連絡」があるもの、の二点に要約できる。この問題の解決策として、深井は『和漢文質問回答』では従来の漢文丸本教科書の使用状況に沿って日本漢文から中国漢文へ、という教材配列を

採用している。また難易度順による教材配列という観点から、従来初学者用教材であった『日本政記』を中級者用に位置づけ直した。この教材配列の方針は、深井が初めて検定認可を受けた『撰定中学漢文』とその雛形であった『中学漢文』の編纂方針とも共通するものであった。以上の分析から、深井鑑一郎編纂『撰定中学漢文』は近代的編集型教科書という新しい体裁を採っているが、その出典は旧来の丸本教科書の使用状況を踏まえつつ、難易度を基準とした再構成が行なわれていたことが明らかになったといえる。

【注】

- (1) 木村淳「明治二十年代における漢文教科書と検定制度」『中国近現代文化研究』十号2009年 p.79
- (2) 安居總子「国語科成立時における漢文(二)一検定期の漢文教科書を中心に一」『新しい漢字漢文教育』第50号全国漢文教育学会編2010年 pp.212
- (3) 加藤国安『明治漢文教科書集成別冊1』不二出版2013年 p.153参照。
- (4) 木村淳(2009)・安居總子(2010)参照。
- (5) 「国語及漢文」は「国語ト漢文トハ相待テ其ノ用ヲ見ル蓋国語ハ主ニシテ漢文ハ客ナリト雖中古以来国語ノ材料ハ多ク之漢文ニ取レリ故ニ両者ノ間尤教授ノ上ニ適當ノ調ヲ得ルヲ要ス」と規定された。(文部省編『明治以降教育制度発達史』龍吟社1938年 p.204参照)
- (6) 石毛慎一『近代漢文教育の系譜』湘南社2009年
- (7) 「編纂の趣旨」は第二・三・四編の上巻にも附されているが、その文言は学年・ページ数に関する部分以外はほぼ同一である。
- (8) カッコ内は主な内容。なお『撰定中学漢文』は和装本であるため、見開き2ページを「一頁」と表記している。
- (9) 明治27年の高等学校設置に伴い、中学校の目的は普通教育の枠内に確立されることとなった(文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会1972年 p.344参照)。なお、明治19年の中学校令以降、尋常中学校の就業年限は4年から5年に変更された。
- (10) 「国語及漢文」科の週間授業時数は学年順で「五一五一一三一二」から「七一七一一七一七」へと変更された(長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書1984年 pp.13-15参照)。
- (11) (3)と同じ、p154-155参照。加藤(2013)は『明治漢文教科書集成』所収教科書解説の中で『漢文教授法』について言及しており、『漢文教授法』の本文 p.13の記述から『漢文教授法』の刊行は「尋常師範学校

- ノ学科及其程度」改定（明治25年7月公布）の直後であると推測している。
- (12) 広田照幸「近代知の成立と制度化」（歴史研究会・日本史研究会編『近代の成立』東京大学出版会2005年 pp.272-273）参照。
- (13) ママ。「尋常師範学校」の誤りか。
- (14) この深井による「尋常中学校」の「従来多く使用し来れる教科書」の表は、四方一彌『「中学校教則大綱」の基礎的研究』（梓出版2004年）で示された明治10年代の教科書使用状況の実証的な調査の結果と一致している（pp.344-353参照）。
- (15) 四方一彌（2004）は、明治10年代において頼山陽の歴史書『日本政記』と『日本外史』が中学校和漢文科教科書として多く用いられたことを指摘している（p.261参照）。
- (16) 木村淳「明治二十年代における漢文教科書と検定制度」『中国近現代文化研究』第十号中国近現代文化研究会編・発行2009年 p.59参照。
- (17) 青山延子による、『十八史略』の体裁にならって『大日本史』（神武天皇～後小松天皇）を要約した歴史書。（『国史大辞典』第五卷吉川弘文館1985年 p.451参照）
- (18) 巖垣松苗による、『十八史略』にならった神代から後陽成天皇までの史書。（『国史大辞典』第五卷吉川弘文館1985年 p.660参照）
- (19) 大槻磐溪による、戦国～江戸初期の武将の逸話集。（若林力『近古史談全注釈』大修館2001年 参照）
- (20) 堤静齋による神武創業から明治維新までの人物伝。体裁は唐・李瀚の『蒙求』に拠る。（国立国会図書館近代デジタルライブラリー収蔵本参照）
- (21) 中村栗園著。戦国～江戸初期の武将の逸話集。（国立国会図書館近代デジタルライブラリー収蔵本参照）
- (22) 宋の謝枋得が編纂した唐宋古文の名文集。本来は科挙のための模範文例集として編纂された。（前野直彬注解『文章軌範 新釈漢文大系17・18』明治書院参照）
- (23) 『謝選拾遺』謝枋得の『文章軌範』を頼山陽が再編集したもの。『和漢合璧文章軌範』石川鴻斎編著。（国立国会図書館所蔵本参照）
- (24) 東京書籍文庫所蔵教科書（東書文庫編『教科用図書目録』東京書籍 1979年 参照）によると、『漢文入門』は深井鑑一郎編纂『標柱漢文入門』（吉川半七発行・明治26年訂正二版）のことと考えられる。なお、第二学年の『日本漢文読本』は該当する教科書が発見できなかった。
- (25) 同じく東京書籍文庫所蔵教科書によると、明治20年代に『漢文教科書』という教科書は、深井鑑一郎・堀捨二郎編、吉川半七発行『標注漢文教科書』巻之三（第二版・明治25年）、深井鑑一郎・堀捨二郎編、吉川半七発行『標注漢文教科書』巻之四（訂正二版・明治26年）、深井鑑一郎・堀捨二郎編、吉川半七発行『標注漢文教科書』巻之一・二（訂正四版・明治26年）が存在する。
- (26) 文部省編『検定済教科用図書表 第二巻』（芳文閣復刻1985年）参照。これには明治19年から32年に検定認可を受けた教科書が記載されている。
- (27) 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年一」（国語教育史学会編『国語教育史研究』第13号 2012年）p.18参照。
- (28) 『日本政記』（植手通有校注『日本思想大系49頼山陽』岩波書店1977年参照）は『日本外史』と同様に頼山陽の歴史書である。その内容は歴史記述と作者の論文から構成されており、『日本外史』に比して難解である。それにもかかわらず漢文入門書として用いられたのは『日本外史』が武家の歴史書であるのに対して『日本政記』が皇室の歴史書であり、国民意識の養成に適していると考えられたためであると推測される。もっとも『日本政記』の「論文」の箇所では天皇の失政を批判している部分もあり、必ずしも尊皇的であるとはいえない。そのため、当時は『日本政記』の他に漢文教科書として適当な皇室の歴史書がなかったために、『日本政記』が用いられた可能性も考えられる。
- (29) 齋藤希史「頼山陽の漢詩文 近世後期の転換点」『古典日本語の世界』東京大学出版会2007年 p.189。
- (30) 齋藤希史（2007）は、中村真二郎の『頼山陽とその時代』から以下の箇所を引用している。
- 「明治初年生れの私の外祖母は、文字通り無学な田舎の一老嫗に過ぎなかった。しかし彼女は、中学校の私が漢文の副読本『外史抄』を読み悩んでいる時、台所に立ったままで、私の読みかけた部分を颯々と暗誦して聞かせてくれた。明治初めの地方の少女は、『日本外史』を暗記することが初等教育であったのだろう。」
- 今日、漢文は古典教育に位置づけられており、しかも日本の古典としては『日本外史』よりも『源氏物語』や『枕草子』などの方が優先的にとり上げられる傾向にある。だが明治期には日本漢文、そのなかでも特に『日本外史』などの歴史書が初等教育に用いられる場合もあった。

（主任指導教員 吉田裕久）